

第2節

確定拠出年金法

1 目的・制度の種類

〔1〕 目的 頻出

(法1条)

確定拠出年金法は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

！
加入者が自身や企業が拠出した掛金を自己責任で運用する年金制度

1. 制定と施行

確定拠出年金法は、平成13年6月に制定され、平成13年10月から施行された。
(法附則1条)

まとめ 企業年金等の歴史

年月	出来事	設立形態等
昭和40.6	厚生年金基金制度の導入	・単独設立、連合設立、総合設立の3タイプ
44.12	国民年金基金制度の導入	・職能型、地域型の2タイプ(地域型は平成3年4月から)
平成13.6	確定給付企業年金制度の導入	・規約型、基金型の2タイプ(平成14年4月施行)
13.6	確定拠出年金制度の導入	・企業型、個人型の2タイプ(平成13年10月施行)
26.4	厚生年金基金制度の廃止	

〔2〕 制度の種類 **頻出**

(法2条)

確定拠出年金法において「確定拠出年金」とは、**企業型年金及び個人型年金**をいう。

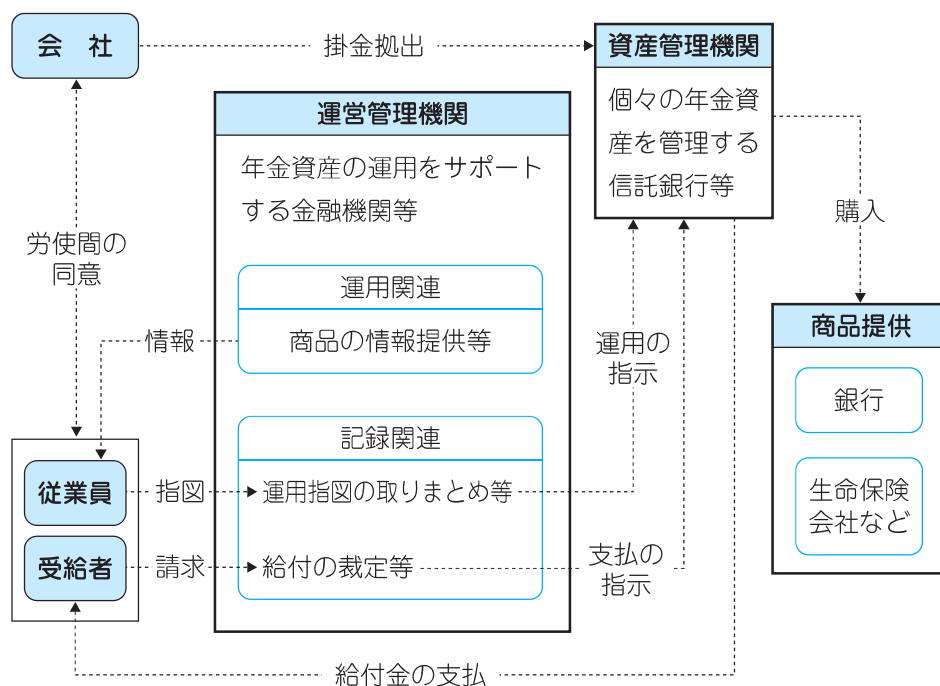
企業型年金及び個人型年金の実施形態

① 企業型年金 (企業型DC)	厚生年金適用事業所の事業主が、単独又は共同して実施
② 個人型年金 (iDeCo)	国民年金基金連合会(連合会)が実施

! 企業型DC→原則、企業が掛金を拠出

! iDeCo→原則、加入者が掛金を拠出

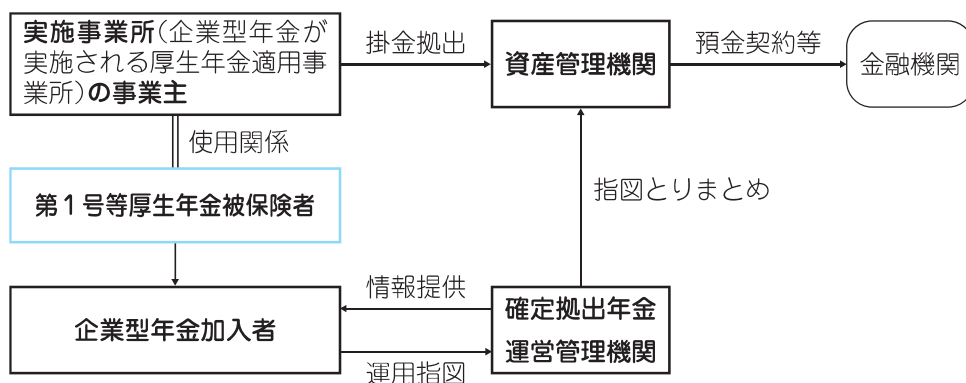
図解 確定拠出年金(企業型)



2 企業型年金の開始等



(1) 概要



1. 第1号等厚生年金被保険者とは

厚生年金保険の被保険者のうち、**第1号厚生年金被保険者又は第4号厚生年金被保険者**をいう。(法2条6項)

参考

1. 資産管理機関とは

企業型年金を実施する事業主が下記〔3〕の規定により締結した資産管理契約の相手方をいい、拠出された掛金(資産)を企業から分離し保全する機関である。

2. 確定拠出年金運営管理機関とは

加入者の氏名・住所や資産の記録等、運用指図の取りまとめ、及び受給権の裁定の業務(記録関連業務)並びに資産の運用に係る情報の提供(運用関連業務)などの業務(運営管理業務)を行う機関をいう。(法2条7項)



資産管理機関→年金資産を安全に管理するための機関(信託銀行等)



運営管理機関→加入者の立場に立って年金資産の運用をサポートする機関(金融機関等)

〔2〕 規約の作成・承認

(法3条1項)

厚生年金適用事業所の**事業主**は、企業型年金を実施しようとするときは、以下によらなければならない。

！
加入資格や掛金の設定について労使の合意が求められる

！
簡易企業型年金は、設立条件を一定程度パッケージ化された制度とすることで、設立時に必要な書類等を削減して設立手続きを緩和するとともに、制度運営についても負担の少ないものにするなど、中小企業向けにシンプルな制度設計とした企業型年金

- ① 企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される**第1号等厚生年金被保険者(企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者又はその受給権を有する者であった者を除く。)**の過半数で組織する**労働組合**があるときは当該労働組合、その労働組合がないときは当該**第1号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意**を得ること
- ② 企業型年金に係る**規約を作成**すること
- ③ その規約について、**厚生労働大臣の承認**を受けること

1. ①→二以上の厚生年金適用事業所で実施する場合 ☆

二以上の厚生年金適用事業所において企業型年金を実施しようとする場合には、同意については、各厚生年金適用事業所について得なければならない。

(法3条2項)

2. ③→簡易企業型年金における書類の添付の省略

厚生年金適用事業所の事業主が次に掲げる要件に適合する企業型年金(「**簡易企業型年金**」という。)について、〔2〕③の承認を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、下記参考のウからオまでに掲げる書類及びカに掲げる書類(厚生労働省令で定める書類に限る。)の添付を省略することができる。

ア 実施事業所に使用される**全ての第1号等厚生年金被保険者(厚生労働省令で定める者を除く。)**が**実施する企業型年金の企業型年金加入者の資格を有すること**。

イ 実施する企業型年金の企業型年金加入者の資格を有する者の数が**300人以下**であること。

ウ その他厚生労働省令で定める要件。

(法3条5項)

3. 規約の変更 ☆

(1) 事業主は、企業型年金規約の変更(厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、その変更について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業主は、企業型年金規約の変更(上記(1)の厚生労働省令で定める軽微な変更に限る。)をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、一定の事項の変更については、この限りでない。

(法5条、6条)

参考 ③→申請書の提出

〔2〕③の承認を受けようとする厚生年金適用事業所の事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、当該承認に係る申請書に、次に掲げる書類(当該事業主が運営管理業務の全部を行う場合にあっては、エに掲げる書類を除く。)を添付して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- ア 実施する企業型年金に係る規約
- イ 〔2〕①の同意を得たことを証する書類
- ウ 実施事業所に使用される第1号等厚生年金被保険者が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定める場合であって、当該実施事業所において確定給付企業年金又は退職手当制度を実施しているときは、当該確定給付企業年金及び退職手当制度が適用される者の範囲についての書類
- エ 運営管理業務の委託に係る契約書
- オ 資産管理契約の契約書
- カ その他厚生労働省令で定める書類 (法3条4項)

〔3〕 資産管理契約の締結

(法8条1項)

参考

企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主は、給付に充てるべき積立金について、以下のいずれかの契約を締結しなければならない。

- ア 信託会社、信託業務を営む金融機関又は企業年金基金を相手方とする運用方法を特定する信託の契約
- イ 生命保険会社を相手方とする生命保険の契約
- ウ 農業協同組合連合会を相手方とする生命共済の契約
- エ 損害保険会社を相手方とする損害保険の契約



企業は拠出する掛金の積立金について信託銀行等との間で資産管理契約を締結

〔4〕 運営管理業務の委託

(法7条1項)

企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主は、政令で定めるところにより、運営管理業務の全部又は一部を確定拠出年金運営管理機関に委託することができる。



企業は運営管理業務を自ら行うか、運営管理機関に委託することが必要

解説 運営管理業務の委託

企業型年金において、運営管理業務の委託は**任意**である。したがって、事業主自身が行うこともできる。

参考 運営管理業務の実施に関する評価

事業主は、確定拠出年金運営管理機関に運営管理業務の全部又は一部を委託した場合(再委託した場合を含む。)は、少なくとも5年ごとに、運営管理業務の実施に関する評価を行い、運営管理業務の委託について検討を加え、必要があると認めるときは、確定拠出年金運営管理機関の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(法7条4項)

改正

第1号等厚生年金被保険者(70歳未満)であれば加入者となることができるものとされた。ただし、規約で定める企業型年金加入者となる一定の資格として、「一定の年齢未満」であることを定めることができる

改正

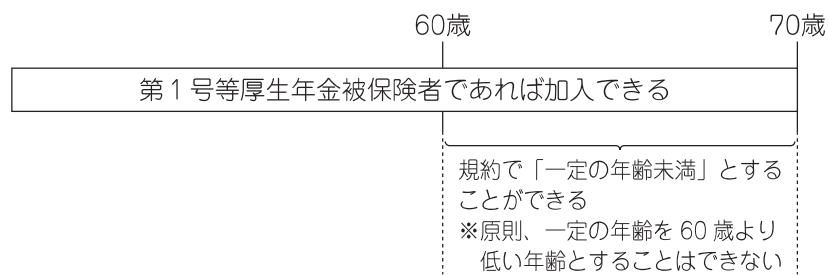
企業型DCの老齢給付金を受給した場合、企業型DCには再加入できない。一方、iDeCoの老齢給付金を受給した場合であっても、企業型DCへの加入は可能

〔5〕 企業型年金加入者 **改正**

(法9条)

- ① 実施事業所に使用される第1号等厚生年金被保険者は、企業型年金加入者とする。
- ② 次のいずれかに該当する者は、上記①の規定にかかわらず、**企業型年金加入者**としない。
 - ア 実施事業所に使用される第1号等厚生年金被保険者が企業型年金加入者となることについて**企業型年金規約**で一定の資格を定めた場合における**当該資格を有しない者**
 - イ **企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者又はその受給権を有する者であった者**

図解 対象者の範囲



1. 企業型年金加入者とは

企業型年金において、その者について企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主により掛金が拠出され、かつ、その個人別管理資産について運用の指図を行う者をいう。

(法2条8項)

2. 第1号等厚生年金被保険者とは

厚生年金保険の被保険者のうち、第1号厚生年金被保険者又は第4号厚生年金被保険者をいう。(法2条6項)

3. 加入者になれない者

第2号厚生年金被保険者又は第3号厚生年金被保険者は、企業型年金加入者となることができない。

4. 加入者資格の取得・喪失(抜粋)☆

資格の取得	実施事業所に使用されるに至ったとき	当日
資格の喪失	①実施事業所に使用されなくなったとき	翌日
	②企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者となったとき	当日

(法10条、11条)

5. 企業型年金加入者の資格の得喪に関する特例

企業型年金加入者の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼって、企業型年金加入者でなかったものとみなす。

(法12条)

6. 企業型年金加入者期間

- (1) 企業型年金加入者である期間(企業型年金加入者期間)を計算する場合には、月によるものとし、企業型年金加入者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。
- (2) 企業型年金加入者の資格を喪失した後、再びもとの企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した者については、当該企業型年金における前後の企業型年金加入者期間を合算する。

(法14条)



企業型年金の加入要件について、65歳未満等の要件を削り、実施事業所に使用される第1号等厚生年金被保険者(企業型年金規約で一定の資格を定めた場合における当該資格を有しない者及び企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者等を除く。)を企業型年金加入者とするものとされた

3 個人型年金の開始等



〔1〕 概要

